

# 保険業法施行令等の一部を改正する政令新旧対照条文

## 目次

一	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）	1
二	保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）	3
三	保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百二十八号）	5

改正案

現行

<p>（<u>移転</u>の対象から除かれる保険契約） 第十五条（略）</p>	<p>（<u>包括移転</u>の対象から除かれる保険契約） 第十五条（略）</p> <p>（会社分割の対象から除かれる保険契約） 第十七条の十八 法第七十三條の二第一項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第七十三條の四第二項の規定による公告（次号及び次条において「公告」という。）の時に既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）</p> <p>二 公告の時に既に保険期間が終了している保険契約（公告の時に既に保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）</p>
<p>（保険金請求権等の範囲） 第十七条の十八 法第七十三條の四第五項から第七項までの保険金請求権等は、<u>同条第二項の規定による公告の時に既に生じているものに限るものとする。</u></p>	<p>（保険金請求権等の範囲） 第十七条の十九 法第七十三條の四第五項から第七項までの保険金請求権等は、<u>公告の時に既に生じているものに限るものとする。</u></p>

<p>(各別の催告をすることを要しない債権者)</p> <p>第十七条の十九 法第百七十三条の四第十二項に規定する政令で定める債権者は、保険契約に係る権利を有する者、法第九十九条第三項に規定する保険金信託業務に係る金銭信託の受益者その他の債権者のうち、法第百七十三条の四第二項の知れている債権者以外の者とする。</p> <p>(移転の対象から除かれる外国保険会社等の日本における保険契約)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>(少額短期保険業者による移転の対象から除外される保険契約)</p> <p>第三十八条の十一 (略)</p>	<p>(各別の催告をすることを要しない債権者)</p> <p>第十七条の二十 法第百七十三条の四第十一項に規定する政令で定める債権者は、保険契約に係る権利を有する者、法第九十九条第三項に規定する保険金信託業務に係る金銭信託の受益者その他の債権者のうち、法第百七十三条の四第二項の知れている債権者以外の者とする。</p> <p>(包括移転の対象から除かれる外国保険会社等の日本における保険契約)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>(少額短期保険業者による包括移転の対象から除外される保険契約)</p> <p>第三十八条の十一 (略)</p>
---	---

二 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）

改 正 案		現 行	
<p>附 則</p> <p>（移転の対象から除かれる保険契約）</p> <p>第一条の二 （略）</p> <p>（認可特定保険業者に関する読替え等）</p> <p>第一条の三 （略）</p> <p>2 改正法附則第四条第十一項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>（略）</p>	<p>附 則</p> <p>（包括移転の対象から除かれる保険契約）</p> <p>第一条の二 （略）</p> <p>（認可特定保険業者に関する読替え等）</p> <p>第一条の三 （略）</p> <p>2 改正法附則第四条第十一項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>（略）</p>
<p>第三百三十七条第一項、第三百二十八条第一項、第三百三十九条第二項第三号並びに第四百十条第一項及び第三項</p>	<p>（略）</p>	<p>第三百三十七条第一項、第三百二十八条、第三百三十九条第二項第三号並びに第四百十条第一項及び第三項</p>	<p>（略）</p>

2 ～ 4  (略)			(略)	<p>第一条の四 改正法附則第四条の二において認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集（同条に規定する保険募集をいう。次項において同じ。）について法第二百七十五条第一項第二号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	3 ～ 7  (略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)				
	(略)	この号及び第二百八十三条 （第二項第四号及び第三項 を除く。）	(略)				

2 ～ 4  (略)			(略)	<p>第一条の四 改正法附則第四条の二において認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集（同条に規定する保険募集をいう。次項において同じ。）について法第二百七十五条第一項第二号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	3 ～ 7  (略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)				
	(略)	この号及び第二百八十三条	(略)				

三 保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百三十八号）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第二条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下この条において「平成二十二年改正法」という。）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により同条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）による改正後の保険業法等の一部を改正する法律（以下この項において「新平成十七年改正法」という。）附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。次項において単に「移行法人」という。）について平成二十二年改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧平成十七年改正法の規定及び新平成十七年改正法の規定（以下この項において「平成十七年改正法の規定」と総称する。）を適用する場合における平成十七年改正法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第二条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下この条において「平成二十二年改正法」という。）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により同条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）による改正後の保険業法等の一部を改正する法律（以下この項において「新平成十七年改正法」という。）附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。次項において単に「移行法人」という。）について平成二十二年改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧平成十七年改正法の規定及び新平成十七年改正法の規定（以下この項において「平成十七年改正法の規定」と総称する。）を適用する場合における平成十七年改正法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>

(略)	旧平成十七年改正法附則第四条	第七項	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	移転業者の社員、評議員若しくは保険契約者」と、「営業時間又は事業時間」とあるのは「事業時間」と、「移転会社の定める費用を支払って」とあるのは「移転業者の評議員若しくは当該移転業者の定める費用を支払う社員若しくは保険契約者は、その事業時間内に限り、」と、同法第二百七十二條の二十九において準用する同法第三百三十七條第一項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ	(略)	(略)	第七項
(略)	(略)	移転業者の社員、評議員若しくは保険契約者」と、「営業時間又は事業時間」とあるのは「事業時間」と、「移転会社の定める費用を支払って」とあるのは「移転業者の評議員若しくは当該移転業者の定める費用を支払う社員若しくは保険契約者は、その事業時間内に限り、」と、同法第二百七十二條の二十九において準用する同法第三百三十七條第一項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「公告しなければ」とあるのは「公告し、又は移転対象契約者に各別	(略)	(略)	第七項

「ば」とあるのは「公告し、又は移転対象契約者に各別に通知しなければならぬ。この場合において、当該移転業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一条第一項第四号（公告方法）に掲げる方法により行う旨を定款で定めているときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でしなければ」と、同条第三項中「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同法第二百七十二条の二十九において準用する同法第三百三十一条第二項中「どうか」とあるのは「どうか（移転先会社が認可特定保険

に通知しなければならぬ。この場合において、当該移転業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一条第一項第四号（公告方法）に掲げる方法により行う旨を定款で定めているときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でしなければ」と、同条第二項及び第四項中「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同法第二百七十二条の二十九において準用する同法第三百三十一条第二項中「どうか」とあるのは「どうか（移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては、次に掲げる基



---

---

---

業者である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するかどうか及び当該保険契約の移転に係る特定保険業（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。）が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか」と、同項第三号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同法第二百七十二條の二十九において準用する同法第四百十條第一項及び第三項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同条第三項中「

---

---

---

準に適合するかどうか及び当該保険契約の移転に係る特定保険業（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。）が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか」と、同項第三号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同法第二百七十二條の二十九において準用する同法第四百十條第一項及び第三項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同条第三項中「当該会社」とあるのは「当該業者

2 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	当該会社」とあるのは「 当該業者

2 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	